

# フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法および中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

YI FANG  TAIWAN FRUIT TEA  
一芳台湾水果茶

作成日  
2020年6月11日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 研究会員

株式会社 YIF International

## フランチャイズ契約のご案内

**株式会社 YIF International**

〒111-0032

住所 東京都台東区浅草 6-2-3

ACNJビル5F

担当氏名 孫涛（ソン トウ）

TEL (03) 5808-9830

FAX (03) 5808-9831

本資料は、これからフランチャイズ・システムに加盟されようとしている方のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズ・ガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号

TEL (03) 5777-8701

この案内は 2020 年 6 月 11 日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

一芳台湾フルーツティーへの加盟を希望される方へ  
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズ・システムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「一芳台湾フルーツティー」の名のもとに台湾フルーツティーを主体とした台湾茶専門店のフランチャイズ・システムを展開しております。当チェーンの店舗は、永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、一芳台湾フルーツティー・イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、一芳台湾フルーツティーチェーンの経営に参加する方々にはフランチャイズ契約などで定めたルールを守る事をお約束いただきます。従いまして、最初から一芳台湾フルーツティーとは異なる独自の経営手法を重視され、一芳台湾フルーツティーのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、一芳台湾フルーツティーへの加盟をお勧めできません。

当社の一芳台湾フルーツティーチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発などのシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの規則の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが一芳台湾フルーツティー店舗の経営成功の鍵なのです。

一芳台湾フルーツティー店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

## 目 次

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)および規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
一芳台湾フルーツティーへの加盟を希望される方へ	2		

### 第 I 部 株式会社 YIF International と一芳台湾フルーツティーシステムについて

1. わが社の経営理念	5		
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数 本部の子会社の名称および事業の種類・所属団体・沿革	6	規則第 10 条第 1,2,3,5 号	
3. 会社組織図	9		
4. 役員一覧	9	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第 10 条第 4 号	
6. 出店状況（直営店・加盟店別）	9	規則第 10 条第 6 号第 11 条 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	10	規則第 11 条第 6 号ロ 規則第 11 条第 6 号ハ 規則第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	10	規則第 10 条第 7 号	

### 第 II 部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称など	11		
2. 売上・収益予測についての説明	11		2-(2)-イ 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法と性質 ②お支払いの時期および方法 ③当該金銭の返還の有無および条件	11	法第 11 条第 1 号 規則 11 条第 1 号イ～ホ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント、売上金などの送金	12	規則第 10 条第 13 号	3-(1)-イ-②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせんなどの与信利率	12	規則第 10 条第 14 号,15 号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売またはあっせんする商品の種類 ②商品などの供給条件 ③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度 ⑤発注方法 ⑥売買代金の決済方法 ⑦返品 ⑧在庫管理など ⑨販売方法 ⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	12	法第 11 条第 2 号 規則 11 条第 2 号イ,ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)

## 目 次

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)および規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
7. 経営の指導に関する事項 ①加盟に際しての研修など実施の有無 ②加盟に際し行われる研修の内容および費用 ③加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数	13	法第 11 条第 3 号 規則 11 条第 3 号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 ①当該使用させる商標、商号その他の表示 ②当該表示の使用についての条件	14	法第 11 条第 4 号 規則 11 条第 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間 ②更新の条件および手続き ③解除の要件および手続き ④契約解除の損害賠償金の額または算定方法その他義務の内容	15	法第 11 条第 5 号 規則 11 条第 5 号イ～ニ	2-(2)-ア⑦ 2-(2)-イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額または算定方法 ②金銭の性質 ③支払い時期 ④支払い方法	17	規則第 10 条第 12 号 規則第 11 条第 7 号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	18	規則第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	18	規則第 10 条第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	18	規則第 10 条第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	18	規則第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	18	規則第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	19	規則第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容など	19		2-(2)-ア⑥
18. 契約上の地位等の譲渡もしくは処分禁止	19		
後記 1. フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト	21		
後記 2. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則	23		
後記 3. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について	23		

## 第 I 部 株式会社 YIF International と一芳台湾フルーツティーシステムについて

### 1. わが社の経営理念

理想を抱いた1980年代、90年代生まれの青年たちが  
200% 地に足着けて着実に歩む精神で頑張っています。  
昔ながらの味を復活させるべく  
台湾産食材への思い入れを持って Made in Taiwan にこだわり  
台湾らしいドリンクを開発して  
台湾茶を世界にプロモートする目標に向かって  
手を取り合って進んでいます。

## 2. 本部の概要

2020年6月11日現在

### ①社名

株式会社 YIF International

### ②所在地

〒111-0032

住所 東京都台東区浅草 6-2-3 ACNJ ビル 5F

TEL (03) 5808-9830

FAX (03) 5808-9831

URL <http://www.yifangtea.com.tw>

### ③資本金

1,000 万円

### ④設立

2020年3月9日

### ⑤事業内容

フランチャイズシステムによる飲食店経営並びにそれに付帯する一切の事業

### ⑥他にしている事業の種類

無し

### ⑦事業の開始

2020年3月9日

### ⑧主要株主

YIF International Co., Ltd

### ⑨主要取引銀行

中國信託商業銀行

### ⑩従業員数

3名

### ⑪本部の子会社の名称および事業の種類など

無し

### ⑫所属団体

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会

【治 革】	
2014年3月	Inkism International Co., Ltd (母体となるグループ会社) 設立
2017年8月	一芳台湾フルーツティーのマカオ初のFC店舗として澳門昌明店 (マカオ) をオープン
2017年9月	一芳台湾フルーツティーのイギリス初のFC店舗としてHorner Square/OSM店 (ロンドン) をオープン
2017年10月	一芳台湾フルーツティーのフィリピン初のFC店舗としてAyala 30th店 (マニラ) をオープン
2017年10月	一芳台湾フルーツティーのカナダ初のFC店舗として温哥华-Robson Branch店 (バンクーバー) をオープン
2017年12月	一芳台湾フルーツティーの香港初のFC店舗として旺角-朗豪坊分店 (香港) をオープン
2017年12月	一芳台湾フルーツティーの日本初のFC店舗として浅草店 (東京) をオープン
2018年6月	一芳台湾フルーツティーのアメリカ初のFC店舗としてニューヨーク-FLUSHING店 (ニューヨーク) をオープン
2018年3月	一芳台湾フルーツティーのオーストラリア初のFC店舗として雪梨Burwood店 (シドニー) をオープン
2018年4月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として新宿店 (東京) をオープン
2018年12月	一芳台湾フルーツティーのシンガポール初のFC店舗として新加坡店 (シンガポール) をオープン
2019年1月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として渋谷店 (東京) をオープン
2019年5月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として新大久保店 (東京) をオープン
2019年8月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として吉祥寺店 (東京) をオープン
2019年8月	一芳台湾フルーツティーの関西初のFC店舗として心齋橋店 (大阪) をオープン
2019年10月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として関大店 (大阪) をオープン
2019年10月	一芳台湾フルーツティーのタイ初のFC店舗としてSamyan Mitrtown店 (バンコク) をオープン



2019年11月	一芳台湾フルーツティーの韓国初のFC店舗として弘大店（ソウル）をオープン
2019年11月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として麻布十番店（東京）をオープン
2020年1月	一芳台湾フルーツティーの日本のFC店舗として近大店（大阪）をオープン
2020年3月	YIF International Co., Ltdからの100%出資により、株式会社 YIF International 設立 グループ会社であるInkism International Co., Ltdより日本における一芳台湾フルーツティーのフランチャイズ事業を承継

### 3. 会社組織図

2020年6月11日現在

別紙（資料1）参照

### 4. 役員一覧

代表取締役社長 林志韋

### 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

当社は、2020年3月に設立し、Inkism International Co., Ltdより日本における飲食店事業を承継しております。このため、「直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書」につきましては、以下のとおり、参考資料として当社のグループ会社 Inkism International Co., Ltdの貸借対照表及び損益計算書を掲載します。

別紙参照

- 第17期(Inkism International Co., Ltd 2017年度)
- 第18期(Inkism International Co., Ltd 2018年度)
- 第19期(Inkism International Co., Ltd 2019年度)

### 6. 出店状況：直営店・加盟店別

(1) 店舗数推移（各事業年度の末日における加盟者の店舗の数）

年 度	直営店	加盟店	合 計
2017年度	0	1	1
2018年度	0	2	2
2019年度	0	8	8

## 7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2017 年度	1
2018 年度	1
2019 年度	6

- ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2017 年度	0
2018 年度	0
2019 年度	0

- ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2017 年度	0	0
2018 年度	0	0
2019 年度	0	0

## 8. 訴訟件数

直近 5 事業年度の各事業年度内に加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数および当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2015 年度	0	0
2016 年度	0	0
2017 年度	0	0
2018 年度	0	0
2019 年度	0	0

## 第 II 部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称など

一芳台湾フルーツティーフランチャイズ契約

### 2. 売上・収益予測についての説明

一芳台湾フルーツティー本部は、一芳台湾フルーツティー店の売上高、総収入、営業費、営業利益等の実績の予測を加盟者に対し提示・提供致しませんが、加盟の判断のため、一芳台湾フルーツティー店の環境・顧客の動向・競争関係などに関する立地調査報告書及び一芳台湾フルーツティーの既存店の業績等に基づく損益モデルなどの情報を提供しております。ただし、それらは一芳台湾フルーツティー店の業績を保証するものではありません。

このことを十分に考慮された上で、自らの責任と判断の下に、候補店舗の経営に関する加盟の是非をご決定くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### ① 金銭の額または算定方法と性質

内訳	金額	性質
加盟金 ※ 1	\$30,000 <sup>1</sup> (消費税込)	一芳台湾フルーツティー・フランチャイズ・チェーンに加盟する対価として
初期研修	加盟者と店長に対する研修は加盟金に含まれるが、追加の研修者については1名につき \$3,000 (消費税込)	加盟者と店長に対する店舗運営および飲食業に関する研修の対価として
後期研修	\$3,000/講師1名 (消費税込)	本部が加盟店舗に最低1名の講師を派遣し、店舗の運営に関する研修の対価として
保証金※ 2	\$10,000	一切の債務の担保として
内外装のデザイン料	\$3.3/平方フィート (消費税込) (任意)	一芳台湾フルーツティー本部の対価として
合計	\$43,000 (消費税込)	

<sup>1</sup> 金額はすべて米ドルとする

※1 加盟金には、2名分の研修の対価が含まれます。

研修の受講者が2名を超える場合、追加受講料として1名につき3,000米ドル（消費税込）を指定口座への振込にて支払います。

② お支払いの時期および方法

フランチャイズ契約締結と同時に、指定の銀行預金口座に振り込む方法により支払います。

③ 当該金銭の返還の有無および条件

加盟金・追加店舗加盟金、内外装のデザイン料はいかなる理由があっても一切返還いたしません。ただし、保証金については、無利息で預かり、契約終了後、債務等の清算の上速やかに返金します。

4. オープンアカウント、売上金などの送金

当社は加盟店に対し、オープンアカウント及び売上金送金システムは採用していません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせんなどの与信利率

オープンアカウント勘定は採用していません。また金銭の貸付・貸付の斡旋等を行っていません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事

① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

「一芳台湾フルーツティー」チェーンの統一イメージを維持するため店舗で販売する商品、食材及び厨房備品など、店舗運営に必要な物品を本部または本部の指定する業者から購入していただきます。

② 商品などの供給条件

当社と一芳台湾フルーツティー・フランチャイズ契約を締結した加盟店に対し、継続的に商品・食材等の安定供給を致します。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

本部との売買契約書及び本部指定の仕入先との条件によります。

④ 仕入先の推奨制度

「一芳台湾フルーツティー」の均一的運営水準を維持し、また、その

信用を保護するために、本部または本部より予め書面による承認を得た以外の仕入先から商品・食材を購入することは原則できません。

#### ⑤ 発注方法

商品の注文は一芳台湾フルーツティー本部が指定する業者へ郵便にて発注します。

#### ⑥ 売買代金の決済方法

一芳台湾フルーツティー本部が推奨した商品・用度品・備品・店舗運営用取引の購入代金の支払は、商品および金額によって締日および支払日が異なる為、各請求書に記載された期日までに指定口座への振込にて決済を行なっていただきます。

#### ⑦ 返品

加盟店の発注に基づき、納品時の検品により品質を確認した商品等については、瑕疵がない限り、原則として返品できません。

#### ⑧ 在庫管理など

一芳台湾フルーツティー本部は加盟者に対し、適正な商品仕入、取引記録、在庫管理について助言・指導しますが、棚卸減、廃棄ロスなどが発生した場合は、加盟者の負担となります。

#### ⑨ 販売方法

加盟店は本部の指定する基準に従った調理・販売・サービスを行っていただきます。

#### ⑩ 商品の販売価格について

本部の定めたメニューに記載された価格を推奨します。

#### ⑪ 許認可を要する商品の販売について

加盟店は本部の指定する商品リストに定める商品のみ販売しなければいけません。ただし、事前の書面による本部の承認がある場合は、この限りではありません。

### 7. 経営の指導に関する事項

#### ① 加盟に際しての研修など実施の有無

一芳台湾フルーツティー本部は加盟者に2名分の初期研修を提供しま

す。加盟者は一芳台湾フルーツティー本部が定める内容と方法により、店長研修を受講します。

## ② 加盟に際し行われる研修の内容および費用

- ・一芳台湾フルーツティーのコンセプト
- ・フランチャイズビジネスの知識
- ・法令と規則
- ・従業員の服装
- ・通常業務
- ・原材料とその保管方法
- ・商品（飲料の）知識
- ・甘さ/氷の調整
- ・開閉業務
- ・接客サービス
- ・機器管理
- ・マーケティング戦略
- ・発注、棚卸
- ・従業員のシフト
- ・その他

### （ア）初期研修：10日間

- ・加盟者は派遣する研修参加者にかかる宿泊費、交通費などを負担するものとする。
- ・加盟者の店長および各主要株主に対する初期研修は無料とする。

### （イ）後期研修：14日間 ※1

- ・本部は最低1名の講師を加盟店舗に派遣し、研修を行う。
- ・加盟者は講師1名につき3,000米ドルの研修費および講師にかかる宿泊費、交通費などを負担するものとする。

※1 2日間の休日と台湾・日本間の移動日を含んだ14日間とする。

## ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

手引き、書類、図面、写真、容姿など貸与、巡回指導担当者（スーパーバイザー）の派遣（店舗を原則最低1年回訪問）、もしくはコンピュータ・ソフトの提供など、一芳台湾フルーツティー本部が相当と認める方法により、助言・指導、推奨、情報・物流システムなどを提供します。

## 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

①当該使用させる商標、商号その他の表示

下図の“一芳台湾水果茶”の商標、その他商品、営業の象徴となる標章



②当該表示の使用についての条件

使用できる場所、範囲は一芳台湾フルーツティーの営業に関する範囲に限り、使用にあたっては商標使用マニュアルおよび本部の指示に従っていただきます。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

①契約期間

フランチャイズ契約期間は3年間。  
ただし、契約の条項に従って早期終了する場合はこれに限らない。

②更新の条件および手続き

契約の満了日の90日前までに書面による更新の通知を送達することで、更に3年間の契約更新を行うことができる。ただし、更新時に当社規定の更新条件を満たす必要がある。

③解除の要件および手続き

本部は、次のいずれかの事由が生じたときは、通知により、フランチャイズ契約を即時に解除することができます。

- (ア) 加盟店が、所定の期日までに債務を支払うことができないとき
- (イ) 加盟店やその取引先が、破産や司法的に支払不能であると判断されているとき
- (ウ) 加盟店が、債権者の利益の為に資産の全てまたは大部分が譲渡されているとき
- (エ) 加盟店が、正当な理由なく連続5日間以上本件店舗の営業を休止した場合
- (オ) 加盟店が、フランチャイズの運営を放棄、または放棄したと



#### みなされる場合

- (カ) 本部と加盟者が、フランチャイズビジネスの終了を書面で同意した場合
- (キ) 加盟店が、重大な不当表示を行なった、またはフランチャイズ・システムの信用、名誉、のれんを傷つける行為をしたとき
- (ク) 加盟店が、不履行の状態を改善した後も同じ違反に関与した場合
- (ケ) 加盟店が、繰り返し本契約の一つまたは複数の重要な要件を遵守しない場合
- (コ) 加盟店が、差押、仮差押、仮処分等の申立てを受けた場合
- (サ) 加盟者が、フランチャイズビジネスの運営に関わる重罪またはその他の犯罪行為で有罪判決を受けた場合
- (シ) 加盟店が、フランチャイズ料金またはその他の支払い期限を超過している旨の通知を受けてから5日以内に支払わない場合
- (ス) 加盟店が、故意に虚偽の帳簿等を保持または報告にて、総収入を過少報告した場合
- (セ) その他加盟店に信用不安が生じたとき

以上の事由がなくても、本部は、加盟店に次のいずれかの事由が生じ、10日間の予告をもって書面による催告をしても、相手方がその期間内に是正しないときは、フランチャイズ契約を解約することができます。

- (ソ) 上記(ア)～(セ)以外の契約不履行や違反をしたとき
- (タ) 加盟店によるコンプライアンス違反をしたとき

#### ④契約解除の損害賠償金の額または算定方法その他の義務の内容

損害賠償の予定については、後述16をご覧ください。  
その他の義務として、契約の解約または解除によって契約が終了したときは、以下の措置を行なっていただきます。

- (ア) 直ちに加盟店を閉鎖し、すみやかにフランチャイズ契約する前の状態に回復していただきます。

- (イ) 直ちに本部から貸与されたマニュアル等本件店舗の運営に必要な一切の資料およびコピーを返還していただきます。
- (ウ) 直ちに標章等の使用を停止していただきます。また本部の指示に従い、加盟店の費用負担において標章等を含む設備・備品・看板・宣伝販促物を返還または破棄していただきます。
- (エ) 直ちに加盟店の費用負担において借りしている機器を本部または本部の指示するものに返還していただきます。
- (オ) 加盟店が使用していた厨房機器、その他本件店舗の運営に使用した設備の一部または全部を定率法に基づく減価償却に基づく法定残存価格で本部が優先的に買い取らせていただきます。本部がこの権利を行使したときは、本部と加盟店との間において売買契約が成立します。ただし、本部が契約終了後30日以内にこの権利を行使しないときは、この権利は消滅するものとします。

加盟店が上記の義務を履行しない時は、本部は、本件店舗に立ち寄り、機器、看板の撤去、備品、什器、マニュアル等の回収を行うことができることになっています。

#### 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ①お支払いいただく金銭の額または算定方法  
[ロイヤリティ]

加盟者は一芳台湾フルーツティー店の開店月からフランチャイズ契約の終了月までの間、当月の営業総利益に4%を乗じた金額

- ②金銭の性質

一芳台湾フルーツティー本部が加盟店に適宜提供する継続的な経営指導の対価。

- (ア) 以下に含まれる一芳台湾フルーツティー・マーク

店舗仕様基準、貸与物件、一芳台湾フルーツティー本部の推奨する商品、用度品・備品、店舗運営用取引の目的物

- (イ) 以下に含まれる一芳台湾フルーツティー・経営ノウハウ

店長研修、従業員教育用の教材、店舗仕様基準、店舗レイアウト、貸与物件、従業員、商品の陳列、販売価格、売上向上、接客、クレンネス、営業費管理に関する助言・指導・推

奨、商品の仕入体制の構築と推奨、用度品・備品、店舗運営  
用取引の購入などの体制の構築と推奨、情報システム、物流  
システム、販促活

③支払い時期

毎月月末締め翌月15日支払い

④支払い方法

本部が指定する銀行口座への振込によりお支払いいただきます。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

本部とフランチャイジーが予め協議し、決定します。

12. テリトリー権の有無

当社のフランチャイズ・システムにはテリトリー権があります。加盟店から半径1km以内には、第三者による加盟店舗の開設は許可されません。

13. 競業禁止義務の有無

加盟者は契約期間中、フランチャイズ契約に定める場合を除き、直接的・間接的を問わず、当社の事前の書面による同意を得ることなく、いかなる肩書、名目かを問わず、または形態が賃貸借、コンサルティング、融資、雇用または供給契約等によるかを問わず、競合事業に従事し、競合事業の経営に参加してはならず、加盟店の役員、フランチャイズオーナーの配偶者（内縁関係を含む）、実施もしくは養子、または加盟店のパートタイマーを除く従業員にかかる行為をさせてはならない。

また契約の期間終了後12ヶ月間、販売を許諾された販売店舗から半径10マイル以内で上記に定める行為をしてはならず、加盟店の役員または幹部従業員であった者にかかる行為をさせてはならない。

14. 守秘義務の有無

守秘義務はあります。加盟者、加盟者の代表者、加盟者の専従者および加盟者の従業員は、フランチャイズ契約ならびにマニュアル、機密取扱説明書等、本部の指導内容および一芳台湾フルーツティー・チェーン運営に関する計画・実態等、その他フランチャイズ契約に関連して知り得た内容を、法律上義務づけられる場合を除き、第三者に漏洩、開示できません。フランチャイズ契約終了後も同様に守秘義務を負います。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

一芳台湾フルーツティー本部は店舗仕様基準(標準的な店舗の仕様)、店舗物件、一芳台湾フルーツティー店の立地特性などに基づき、店舗レイアウトを提供しますので、加盟者は、一芳台湾フルーツティー本部に従って店舗作りを行い、店舗投資に関する各種工事の設計・監理業務は一芳台湾フルーツティー本部の指定業者に委託していただきます。加盟者は別途、双方が定める日時までに、その責任と負担において店舗投資に関する各種工事を完了していただきます。

#### 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など

契約違反により当社に損害が発生する場合は、加盟店は当社が被る被害を賠償しなければならない。契約違反により、下記の通り、違約金または損害賠償金が発生する。

- ① 支払い遅延発生時及び総売上高の過小報告が判明した場合、金額の5%が遅延損害金として発生する。
- ② 支払い遅延による滞納金は当初の支払期日から支払済みに到るまで年10%の割合による利息が発生する。
- ③ 店舗営業可能期間に当社の許可なく閉店し、加盟店に代わり、当社での営業を拒否した場合、未営業期間日数分のロイヤリティ及び広告宣伝費と未営業期間に生じた損害を当社に賠償しなければならない。
- ④ 競業避止義務違反の場合、当該違反1件あたり10,000米ドル。ただし、違反金の同金額以上の損害を当社が被った場合は、加盟店は、かかる損害についても損害賠償の義務を負うものとする。
- ⑤ 知的財産、商標使用における違反に関して当該違反1件あたり10,000米ドル。ただし、知的財産、商標使用ともに各違反金の同金額以上の損害を当社が被った場合、加盟店は、かかる損害についても、損害賠償の義務を負うものとする。
- ⑥ 秘密保持義務違反に関して、フランチャイジー及び加盟店の役員等が、秘密情報の開示等を行った場合は、当該違反1権あたり10,000米ドル、ただし、当社が同金額以上の被害を被った場合は、かかる損害についても、損害賠償の義務を負うものとする。

#### 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容など

補償制度は設けていません。

#### 18. 契約上の地位等の譲渡もしくは処分禁止

加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、フランチャイズ契約上の地位、知的財産その他のフランチャイズ契約に基づく権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継し、担保に供し、またはその他の処分をしてはならない。

また、加盟店は、フランチャイズ契約期間中、当社の事前の書面による承諾がない限り、代表者の変更、重要な事業の譲渡、合併、会社分割等の組織再編、その他加盟店の経営に実質的な変更を生ぜしめることはできない。

なお、加盟店は、当社が交渉相手方として承認したフランチャイジーまたは他フランチャイジー（以下「交渉相手方」という。）との間で、フランチャイズ契約の契約上の地位または契約上の全ての権利義務を承継させることを条件として加盟店の資産等の譲渡について交渉することができる。加盟店は、交渉相手方との間で合意した売買価格を当社へ書面により通知し、その後の当社の承認を経て当該交渉相手方に対し加盟店の資産等を売却することができる。この場合、当社は、上記売買価格の書面通知を受領した後 30 日以内に、交渉相手方の金額以上の金額で加盟店の資産等の買い取りを希望することにより、交渉相手方より優先して加盟店の資産を買い取ることができる。

## 後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
一芳台湾フルーツティーへの加盟を希望される方へ	2			
<b>第 I 部 株式会社 YIF International と一芳台湾フルーツティーシステムについて</b>	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数 本部の子会社の名称および事業の種類・所属団体・沿革	6			
3. 会社組織図	9			
4. 役員一覧	9			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9			
6. 出店状況（直営店・加盟店別）	9			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	10			
8. 訴訟件数	10			
<b>第 II 部 フランチャイズ契約の要点</b>	11			
1. 契約の名称など				
2. 売上・収益予測についての説明	11			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法と性質 ②お支払いの時期および方法 ③当該金銭の返還の有無および条件	11			
4. オープンアカウント、売上金などの送金	12			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあつせんなどの与信利率	12			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売またはあつせんする商品の種類 ②商品などの供給条件 ③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度 ⑤発注方法 ⑥売買代金の決済方法 ⑦返品 ⑧在庫管理など ⑨販売方法 ⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	12			

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
7. 経営の指導に関する事項 ①加盟に際しての研修など実施の有無 ②加盟に際し行われる研修の内容および費用 ③加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数	13			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 ①当該使用させる商標、商号その他の表示 ②当該表示の使用についての条件	14			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間 ②更新の条件および手続き ③解除の要件および手続き ④契約解除の損害賠償金の額または算定方法その他義務の内容	15			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額または算定方法 ②金銭の性質 ③支払い時期 ④支払い方法	17			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	18			
12. テリトリー権の有無	18			
13. 競業禁止義務の有無	18			
14. 守秘義務の有無	18			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	18			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	19			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容など	19			
18. 契約上の地位等の譲渡もしくは処分禁止	19			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	21			
後記2. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則	23			
後記3. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について	23			

## 後記 2.

### 中小小売商業振興法（抜粋）

（特定連鎖化事業の運営の適正化）

第11条 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨および加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの（以下「特定連鎖化事業」という。）を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

- 1 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
- 2 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
- 3 経営の指導に関する事項
- 4 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
- 5 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

### 中小小売商業振興法施行規則（抜粋）

（特定連鎖化事業の運営の適正化）

第10条 法第11条第1項第6号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 当該特定連鎖化事業を行う者の氏名又は名称、住所及び常時使用する従業員の数並びに法人にあつては役員の役職名及び氏名
- 2 当該特定連鎖化事業を行う者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行つているときは、その種類
- 3 当該特定連鎖化事業を行う者が、その総株主又は総社員の議決権の過半に相当する議決権を自己又は他人の名義をもつて有している者の名称及び事業の種類
- 4 当該特定連鎖化事業を行う者の直近の三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書類
- 5 当該特定連鎖化事業を行う者の当該事業の開始時期
- 6 直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事項
- 7 直近の五事業年度において、当該特定連鎖化事業を行う者が契約に関し、加盟者又は加盟者であつた者に対して提起した訴えの件数及び加盟者又は加盟者であつた者から提起された訴えの件数
- 8 加盟者の店舗の営業時間並びに営業日及び定期又は不定期の休業日
- 9 当該特定連鎖化事業を行う者が、加盟者の店舗の周辺の地域において当該加盟者の店舗における小売業と同一又はそれに類似した小売業を営む店舗を自ら営業し又は当該加盟者以外の者に営業させる旨の規定の有無及びその内容
- 10 契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、他の当該特定連鎖化事業への加入禁止、類似事業への就業制限その他の加盟者が営業活動を禁止又は制限される規定の有無及びその内容
- 11 契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、加盟者が当該特定連鎖化事業について知り得た情報の開示を禁止又は制限する規定の有無及びその内容
- 12 加盟者から定期的に金銭を徴収するときは、当該金銭に関する事項
- 13 加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる場合にあってはその時期及び方法
- 14 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付けのあっせんを行う場合にあっては、当該貸付け又は貸付けのあっせんに係る利率又は算定方法その他の条件
- 15 加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によって発生する残額の全部又は一部に対



- しての利息を附する場合にあっては、当該利息に係る利率又は算定方法その他の条件
- 16 加盟者の店舗の構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容
  - 17 特定連鎖化事業を行う者又は加盟者が契約に違反した場合に生じる金銭の額又は算定方法その他の義務の内容

第11条 法第11条第1項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

- 1 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
  - イ 徴収する金銭の額又は算定方法
  - ロ 加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質
  - ハ 徴収の時期
  - ニ 徴収の方法
  - ホ 当該金銭の返還の有無及びその条件
- 2 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
  - イ 加盟者に販売し、又は販売をあっせんする商品の種類
  - ロ 当該商品の代金の決算方法
- 3 経営の指導に関する事項
  - イ 加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無
  - ロ 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容
  - ハ 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数
- 4 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
  - イ 当該使用させる商標、商号その他の表示
  - ロ 当該表示の使用について条件があるときは、その内容
- 5 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
  - イ 契約の期間
  - ロ 契約更新の条件及び手続き
  - ハ 契約解除の条件及び手続き
  - ニ 契約解除によって生じる損害賠償金の額又はその算定方法その他の義務の内容
- 6 直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事項
  - イ 各事業年度の末日における加盟者の店舗の数
  - ロ 各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗の数
  - ハ 各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗の数
  - ニ 各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗の数及び更新されなかつた契約に係る加盟者の店舗の数
- 7 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項
  - イ 徴収する金銭の額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法
  - ロ 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質
  - ハ 徴収の時期
  - ニ 徴収の方法

## 後記 3.

### 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」

平成14年4月24日

公正取引委員会

改正：平成22年1月1日

改正：平成23年6月23日

はじめに

我が国においては、フランチャイザー（以下「本部」という。）とフランチャイジー（以下「加盟者」という。）から構成されるフランチャイズ・システムを用いる事業活動の形態が増加してきているが、最近、従来の小売業及び外食業のみならず、各種のサービス業など広範な分野において活用され、また、当該市場における比重を高めつつある。フランチャイズ・システムは、本部にとっては、他人の資本・人材を活用して迅速な事業展開が可能となり、また、加盟者にとっては、本部が提供するノウハウ等を活用して独立・開業が可能となるという特徴を有しており、今後とも、広範な分野の市場において、フランチャイズ・システムを活用して多くの事業者が新規参入し、当該市場における競争を活発なものとすることが期待されている。

その一方で、このようなフランチャイズ・システムを用いる事業活動の増加に伴い、本部と加盟者の取引において様々な問題が発生しており、独占禁止法上の問題が指摘されることも少なくない。

公正取引委員会は、本部と加盟者の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（昭和五八年九月二〇日公正取引委員会事務局）を策定・公表しているところであるが、その後のフランチャイズ・システムを活用した事業活動の増大や各市場におけるその比重の高まり等の変化を踏まえ、以下のとおり改訂し、今後、これによることとする。

#### 1 一般的な考え方

(1) フランチャイズ・システムの定義は様々であるが、一般的には、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態であるとされている。本考え方は、その呼称を問わず、この定義に該当し、下記(3)の特徴を備える事業形態を対象としている。

(2) フランチャイズ・システムにおいては、本部と加盟者がいわゆるフランチャイズ契約を締結し、この契約に基づいて、本部と各加盟者があたかも通常の企業における本店と支店であるかのような外観を呈して事業を行っているものが多いが、加盟者は法律的には本部から独立した事業者であることから、本部と加盟者間の取引関係については独占禁止法が適用されるものである。

(3) フランチャイズ・システムにおける取引関係の基本は、本部と加盟者との間のフランチャイズ契約であり、同契約は、おおむね次のような事項を含む統一的契約である。

[1] 加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの

[2] 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導等に関するもの

[3] 上記に関連した対価の支払に関するもの

[4] フランチャイズ契約の終了に関するもの

フランチャイズ契約の下で、加盟者が本部の確立した営業方針・体制の下で統一的な活動をすることは、一般的に企業規模の小さな加盟者の事業能力を強化、向上させ、ひいては市場におけ

る競争を活発にする効果があると考えられる。

しかしながら、フランチャイズ・システムにおいては、加盟者は、本部の包括的な指導等を含む内容とするシステムに組み込まれるものであることから、加盟希望者の加盟に当たっての判断が適正に行われることがとりわけ重要であり、加盟者募集に際しては、本部は加盟希望者に対して、十分な情報を開示することが望ましく、また、フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引においては、加盟者に一方的に不利益を与えたり、加盟者のみを不当に拘束するものであってはならない。

(4) フランチャイズ・システムにおける本部の加盟者募集及びフランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引に関し、独占禁止法上問題とされる事項を例示すれば以下のとおりであるが、これはあくまでも主たる事項についてのものであり、個々の本部の具体的な活動が独占禁止法に違反するかどうかは個別事案ごとの判断を要するものである。

## 2 本部の加盟者募集について

(1) フランチャイズ本部は、事業拡大のため、広告、訪問等で加盟者を募り、これに応じて従来から同種の事業を行っていた者に限らず給与所得者等当該事業経験を有しない者を含め様々な者が有利な営業を求めて加盟しているが、募集に当たり、加盟希望者の適正な判断に資するため、十分な情報が開示されていることが望ましい。

また、加盟希望者側でも当該フランチャイズ・システムの事業内容について自主的に十分検討を行う必要があることはいうまでもない。

(2) ア 現在、小売商業におけるフランチャイズ・システムについては、中小小売商業振興法（外部サイトへリンク 新規ウインドウで開きます）により、特定の目的のため、同法の対象となる本部に対して、一定の事項について情報開示・説明義務が課されており、また、業界において、フランチャイズ契約に関する情報の登録・開示が推進されているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、加盟希望者の適正な判断に資するよう本部の加盟者の募集に当たり、次のような事項について開示が的確に実施されることが望ましい（注1）。

- [1] 加盟後の商品等の供給条件に関する事項（仕入先の推奨制度等）
- [2] 加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項
- [3] 加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還の条件
- [4] 加盟後、本部の商標、商号等の使用、経営指導等の対価として加盟者が本部に定期的に支払う金銭（以下「ロイヤルティ」という。）の額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法
- [5] 本部と加盟者との間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項
- [6] 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容並びに経営不振となった場合の本部による経営支援の有無及びその内容
- [7] 契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項
- [8] 加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びにこのような営業が実施される計画の有無及びその内容

イ 加盟者募集に際して、予想売上げ又は予想収益を提示する本部もあるが、これらの額を提示する場合には、類似した環境にある既存店舗の実績等根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づくことが必要であり、また、本部は、加盟希望者に、これらの根拠となる事実、算定方法等を示す必要がある。なお、加盟希望者側においても、フランチャイズ・システムに加盟するには、相当額の投資を必要とする上

- [1] 今後、当該事業を継続して行うことを前提に加盟交渉が行われていること
- [2] 加盟後の事業活動は、一般的な経済動向、市場環境等に大きく依存するが、これらのことは、事業活動を行おうとする者によって相当程度考慮されるべきものであることに留意する必要がある。

(注1) 中小小売商業振興法（外部サイトへリンク 新規ウインドウで開きます）は、同法の対象となる本部が加盟希望者に対して、契約締結前に一定の事項を記載した書面を交付し、説明することを義務付けているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、本部は、加盟希望者が契約締結について十分検討を行うために必要な期間を置いて、上記に掲げるような重要な事項について記載した書面を交付し、説明することが望ましい。

(3) 本部が、加盟者の募集に当たり、上記(2)に掲げるような重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ・システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第八項（ぎまんの顧客誘引）に該当する。

一般指定の第八項（ぎまんの顧客誘引）に該当するかどうかは、例えば、次のような事項を総合勘案して、加盟者募集に係る本部の取引方法が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を不当に誘引するものであるかどうかによって判断される。

[1] 予想売上げ又は予想収益の額を提示する場合、その額の算定根拠又は算定方法が合理性を欠くものでないか。また、実際には達成できない額又は達成困難である額を予想額として示していないか。

[2] ロイヤルティの算定方法に関し、必要な説明を行わないことにより、ロイヤルティが実際よりも低い金額であるかのように開示していないか。例えば、売上総利益には廃棄した商品や陳列中紛失等した商品の原価（以下「廃棄ロス原価」という。）が含まれると定義した上で、当該売上総利益に一定率を乗じた額をロイヤルティとする場合、売上総利益の定義について十分な開示を行っているか、又は定義と異なる説明をしていないか。

[3] 自らのフランチャイズ・システムの内容と他本部のシステムの内容を、客観的でない基準により比較することにより、自らのシステムが競争者に比べて優良又は有利であるかのように開示をしていないか。例えば、実質的に本部が加盟者から徴収する金額は同水準であるにもかかわらず、比較対象本部のロイヤルティの算定方法との差異について説明をせず、比較対象本部よりも自己のロイヤルティの率が低いことを強調していないか。

[4] フランチャイズ契約を中途解約する場合、実際には高額な違約金を本部に徴収されることについて十分な開示を行っているか、又はそのような違約金は徴収されないかのように開示していないか（注2）。

(注2) フランチャイズ契約において、中途解約の条件が不明確である場合、加盟に当たって加盟希望者の適正な判断が妨げられるだけでなく、加盟後においても、加盟者はどの程度違約金を負担すれば中途解約できるのか不明であるために解約が事実上困難となることから、本部は中途解約の条件をフランチャイズ契約上明確化するとともに、加盟者募集時に十分説明することが望ましい。

### 3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について

フランチャイズ契約においては、本部が加盟者に対し、商品、原材料、包装資材、使用設備、

機械器具等の注文先や店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について本部又は特定の第三者を指定したり、販売方法、営業時間、営業地域、販売価格などに関し各種の制限を課すことが多い。フランチャイズ契約におけるこれらの条項は、本部が加盟者に対して供与（開示）した営業の秘密を守り、また、第三者に対する統一したイメージを確保すること等を目的とするものと考えられ、このようなフランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、フランチャイズ契約又は本部の行為が、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度を超え、加盟者に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に、また、加盟者を不当に拘束するものである場合には、一般指定の第一〇項（抱き合わせ販売等）又は第一二項（拘束条件付取引）等に該当することがある。

#### (1) 優越的地位の濫用について

加盟者に対して取引上優越した地位（注3）にある本部が、加盟者に対して、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度を超えて、正常な商慣習に照らして不当に加盟者に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、フランチャイズ契約又は本部の行為が独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に該当する。

（注3）フランチャイズ・システムにおける本部と加盟者との取引において、本部が取引上優越した地位にある場合とは、加盟者にとって本部との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、本部の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、加盟者の本部に対する取引依存度（本部による経営指導等への依存度、商品及び原材料等の本部又は本部推奨先からの仕入割合等）、本部の市場における地位、加盟者の取引先の変更可能性（初期投資の額、中途解約権の有無及びその内容、違約金の有無及びその金額、契約期間等）、本部及び加盟者間の事業規模の格差等を総合的に考慮する。

ア フランチャイズ・システムにおける本部と加盟者との取引において、個別の契約条項や本部の行為が、独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に該当するか否かは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、取引上優越した地位にある本部が加盟者に対して、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施するために必要な限度を超えて、例えば、次のような行為等により、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、本部の取引方法が独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に該当する。

#### （取引先の制限）

○ 本部が加盟者に対して、商品、原材料等の注文先や加盟者の店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について、正当な理由がないのに、本部又は本部の指定する事業者とのみ取引させることにより、良質廉価で商品又は役務を提供する他の事業者と取引させないようにすること。

#### （仕入数量の強制）

○ 本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示し、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。

#### （見切り販売の制限）

○ 廃棄ロス原価を含む売上総利益がロイヤルティの算定の基準となる場合において、本部が加盟者に対して、正当な理由がないのに、品質が急速に低下する商品等の見切り販売を制限し、売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせること（注4）。

（注4） コンビニエンスストアのフランチャイズ契約においては、売上総利益をロイヤルティの算定の基準としていることが多く、その大半は、廃棄ロス原価を売上原価に算入せず、その結果、廃棄ロス原価が売上総利益に含まれる方式を採用している。この方式の下では、加盟者が商品を廃棄する場合には、加盟者は、廃棄ロス原価を負担するほか、廃棄ロス原価を含む売上総利益に基づくロイヤルティも負担することとなり、廃棄ロス原価が売上原価に算入され、売上総利益に含まれない方式に比べて、不利益が大きくなりやすい。

（フランチャイズ契約締結後の契約内容の変更）

○ 当初のフランチャイズ契約に規定されていない新規事業の導入によって、加盟者が得られる利益の範囲を超える費用を負担することとなるにもかかわらず、本部が、新規事業を導入しなければ不利益な取扱いをすること等を示唆し、加盟者に対して新規事業の導入を余儀なくさせること。

（契約終了後の競業禁止）

○ 本部が加盟者に対して、特定地域で成立している本部の商権の維持、本部が加盟者に対して供与したノウハウの保護等に必要範囲を超えるような地域、期間又は内容の競業禁止義務を課すこと。

イ 上記アのように個別の契約条項や本部の行為が独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に該当する場合があるほか、フランチャイズ契約全体としてみて本部の取引方法が同項に該当すると認められる場合がある。フランチャイズ契約全体としてみて本部の取引方法が独占禁止法第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）に該当するかどうかは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、上記アに例示した事項のほか、例えば、次のようなことを総合勘案して判断される。

[1] 取扱商品の制限、販売方法の制限については、本部の統一ブランド・イメージを維持するために必要な範囲を超えて、一律に（細部に至るまで）統制を加えていないか。

[2] 一定の売上高の達成については、それが義務的であり、市場の実情を無視して過大なものになっていないか、また、その代金を一方的に徴収していないか。

[3] 加盟者に契約の解約権を与えず、又は解約の場合高額の違約金を課していないか。

[4] 契約期間については、加盟者が投資を回収するに足る期間を著しく超えたものになっていないか。あるいは、投資を回収するに足る期間を著しく下回っていないか。

(2) 抱き合わせ販売等・拘束条件付取引について

フランチャイズ契約に基づく営業のノウハウの供与に併せて、本部が、加盟者に対し、自己や自己の指定する事業者から商品、原材料等の供給を受けさせるようにすることが、一般指定の第一〇項（抱き合わせ販売等）に該当するかどうかについては、行為者の地位、行為の範囲、相手方の数・規模、拘束の程度等を総合勘案して判断する必要があるが、このほか、かかる取引が一般指定の第一二項（拘束条件付取引）に該当するかどうかについては、行為者の地位、拘束の相手方の事業者間の競争に及ぼす効果、指定先の事業者間の競争に及ぼす効果等を総合勘案して判断される。

### (3) 販売価格の制限について

販売価格については、統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から、必要に応じて希望価格の提示は許容される。しかし、加盟者が地域市場の実情に応じて販売価格を設定しなければならない場合や売れ残り商品等について値下げして販売しなければならない場合などもあることから、本部が加盟者に商品を供給している場合、加盟者の販売価格（再販売価格）を拘束することは、原則として独占禁止法第二条第九項第四号（再販売価格の拘束）に該当する。また、本部が加盟者に商品を直接供給していない場合であっても、加盟者が供給する商品又は役務の価格を不当に拘束する場合は、一般指定の第一二項（拘束条件付取引）に該当することとなり、これについては、地域市場の状況、本部の販売価格への関与の状況等を総合勘案して判断される。





<2017 年度 Inkism International Co., LTD.>

貸借表(2017 年 12 月 31 日現在)

(単位：千台湾ドル)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>70,876</b>	<b>流動負債</b>	<b>71,476</b>
現金及び預金	11,968	支払手形	11,490
売掛金	41,291	買掛金	54,106
棚卸資産	11,676	繰延税金負債	26,519
前払費用	5,341	リース債務	-
繰延税金資産	-	前受金	4,445
その他	595	その他	1,431
<b>固定資産</b>	<b>41,578</b>	<b>固定負債</b>	<b>47,637</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>40,300</b>	契約負債	-
金融資産	980	繰延税金負債	-
機械及び装置	33,288	前受収益	8,283
保証金	6,092	信用支出	10,467
<b>無形固定資産</b>	<b>1,278</b>	株式勘定	25,144
		預り金	3,741
		<b>負債合計</b>	<b>119,114</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>113,166</b>
		資本金	73,814
		資本剰余金	39,352
		<b>利益剰余金</b>	<b>(119,477)</b>
		利益準備金	-
		繰越利益剰余金	(119,477)
		<b>その他の資本</b>	<b>(347)</b>
		海外為替差額金	(347)
		未実現損	-
		<b>純資産合計</b>	<b>(6,658)</b>
<b>資産合計</b>	<b>112,455</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>112,455</b>

(記載金額は千台湾ドル未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

2017 年 1 月 1 日

2017 年 12 月 31 日(単位：千台湾ドル)

科目	
売上高	
事業収益	642,545
売上高合計	642,545
事業費	327,574
<b>売上総利益</b>	<b>314,970</b>
営業経費	
販売及びマーケティング費用	198,075
一般管理費	85,536
研究開発費	24
営業経費合計	283,636
<b>営業利益</b>	<b>31,333</b>
営業外収益と費用	
その他の収益	21,078
その他の損益	(32,089)
財務費用	(16,173)
利益配分及び損失引当金	(14,679)
営業外収益と費用の合計	(41,863)
<b>税引前当期純利益</b>	<b>(10,530)</b>
外国為替差額	(115)
所得税費用	-
<b>当期純利益</b>	<b>(10,645)</b>

<2018年度 Inkism International Co., LTD.>

貸借表(2018年12月31日現在)

(単位：千台湾ドル)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>363,971</b>	<b>流動負債</b>	<b>194,236</b>
現金及び預金	249,633	支払手形	-
売掛金	54,943	買掛金	160,357
棚卸資産	44,167	繰延税金負債	26,519
前払費用	11,655	リース債務	-
繰延税金資産	-	前受金	5,563
その他	3,570	その他	1,794
<b>固定資産</b>	<b>99,720</b>	<b>固定負債</b>	<b>42,566</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>22,407</b>	契約負債	21,685
使用权資産	-	繰延税金負債	13,848
金融資産	-	リース債務	-
機械及び装置	16,086	預り金	7,033
保証金	6,321		
<b>無形固定資産</b>	<b>3,498</b>	<b>負債合計</b>	<b>236,802</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>73,819</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	73,504	<b>株主資本</b>	<b>113,166</b>
繰延税金資産	307	資本金	73,814
		資本剰余金	39,352
		<b>利益剰余金</b>	<b>116,260</b>
		利益準備金	-
		繰越利益剰余金	116,260
		<b>その他の資本</b>	<b>(2,539)</b>
		海外為替差額金	(1,558)
		未実現損	(980)
		<b>純資産合計</b>	<b>226,888</b>
<b>資産合計</b>	<b>463,691</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>463,691</b>

(記載金額は千台湾ドル未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

2018年1月1日

2018年12月31日(単位：千台湾ドル)

科目	
売上高	
事業収益	861,768
売上高合計	861,768
事業費	426,609
<b>売上総利益</b>	<b>435,159</b>
営業経費	
販売及びマーケティング費用	122,226
一般管理費	165,082
研究開発費	-
営業経費合計	287,309
<b>営業利益</b>	<b>147,850</b>
営業外収益と費用	
その他の収益	51,302
その他の損益	(274)
財務費用	-
利益配分及び損失引当金	80,916
営業外収益と費用の合計	131,944
<b>税引前当期純利益</b>	<b>279,794</b>
外国為替差額	(1,211)
所得税費用	(44,055)
<b>当期純利益</b>	<b>234,527</b>

<2019 年度 Inkism International Co., LTD.>

貸借表(2019 年 12 月 31 日現在)

(単位：千台湾ドル)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>242,027</b>	<b>流動負債</b>	<b>105,081</b>
現金及び預金	104,002	支払手形	640
売掛金	97,845	買掛金	72,263
棚卸資産	22,400	繰延税金負債	605
前払費用	9,185	リース債務	16,961
繰延税金資産	8,298	前受金	12,550
その他	293	その他	2057
<b>固定資産</b>	<b>137,712</b>	<b>固定負債</b>	<b>92,956</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>71,132</b>	契約負債	35,213
機械及び装置	15,832	繰延税金負債	12,088
使用権資産	45,695	リース債務	29,157
保証金	9,605	預り金	16,496
<b>無形固定資産</b>	<b>3,372</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>63,206</b>	<b>負債合計</b>	<b>198,038</b>
投資有価証券	61,020	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	2,186	<b>株主資本</b>	<b>93,166</b>
		資本金	53,814
		資本剰余金	39,352
		<b>利益剰余金</b>	<b>90,244</b>
		利益準備金	11,626
		繰越利益剰余金	78,618
		<b>その他の資本</b>	<b>(1,710)</b>
		海外為替差額金	(729)
		未実現損	(980)
		<b>純資産合計</b>	<b>181,701</b>
<b>資産合計</b>	<b>379,739</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>379,739</b>

(記載金額は千台湾ドル未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

2019 年 1 月 1 日

2019 年 12 月 31 日(単位：千台湾ドル)

科目	金額
売上高	
事業収益	771,607
売上高合計	771,607
事業費	435,009
未実現利益	16,016
<b>売上総利益</b>	<b>320,580</b>
営業経費	
販売及びマーケティング費用	75,416
一般管理費	259,984
研究開発費	3
営業経費合計	335,404
<b>営業利益</b>	<b>(14,823)</b>
営業外収益と費用	
その他の収益	68,288
その他の損益	(9,316)
財務費用	(593)
利益配分及び損失引当金	5,918
営業外収益と費用の合計	64,296
<b>税引前当期純利益</b>	<b>49,472</b>
所得税費用	(9,488)
<b>当期純利益</b>	<b>39,984</b>